

枚方市条例第 4 号

枚方市事務分掌条例の一部を改正する条例

枚方市事務分掌条例（昭和46年枚方市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「部等」を「部及び室」に改め、同条の表中「 危機管理室
子どもの育ち見守りセンター」を「危機管理部」に改める。

第2条中「部等」を「部及び室」に改め、同条の表危機管理室の項中「危機管理室」を「危機管理部」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 消費生活に関すること。

第2条の表子どもの育ち見守りセンターの項を削り、同条の表市長公室の項第8号を削り、同条の表総合政策部の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条の表市民生活部の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条の表総務部の項第12号中「部」の次に「又は室」を加え、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 行政組織に関すること。

第2条の表観光にぎわい部の項に次の1号を加える。

(8) 勤労市民に関すること。

第4条（見出しを含む。）中「部等」を「部又は室」に改める。

第5条中「部等」を「部及び室」に改める。

附 則 [令和4年3月11日公布]

この条例は、令和4年4月1日から施行する。